

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年4月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和5年4月21日	有限会社幸観光バス(法人 番号9300002007491)代表 者荒木俊勝	佐賀営業所	輸送施設の使用停止 (170日車) 文書警告	道路運送法第27条 第3項、道路運送車 両法(以下「車両 法」)第48条、車両 法第49条	令和3年12月14日、監査実施。8件の違 反が認められた。(1)運送引受書の記載 事項不備違反(旅客自動車運送事業運 輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1 項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反 (運輸規則第21条第1項)、(3)乗務等の 記録義務違反(運輸規則第25条第2 項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(運 輸規則第25条第2項)、(5)運行記録計に よる記録(不実記載)違反(運輸規則第 26条第1項)、(6)運行指示書の記載事項 義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、 (7)定期点検整備の実施違反(運輸規則 第45条)、(8)点検整備記録簿の記載(不 実記載)違反(運輸規則第45条)	17	17	17	17
	長崎県諫早市小長井町大 字906-1	佐賀県藤津郡太良町大字 多良7097-1							